

Sarabetsu

広報さらべつ 3月号
Public Relations Sarabetsu 2016 vol. 642

いつまでも
お元気で長生きを

特集：更別村のふるさと納税

更別村のふるさと納税

「さらべつふるさと応援寄付金」

最近、よく耳にする「ふるさと納税」。この制度を全国の自治体が利用し、独自の財源として活用しています。また、「ふるさと納税」として寄付した方に贈られる返礼品(特産品)に注目が集まっていることから、広く知られるようになりました。今月号では、村が取り組む「さらべつふるさと応援寄付金」について紹介します。

「ふるさと納税」とは、生まれ育ったふるさとや愛着のある自治体に対して、寄付金という形で納税を行うことができる制度です。一定の制限や限度はありますが、寄付した金額のほぼ全額が住民税や所得税から控除されるという仕組みになっています。また、平成27年4月からは『ふるさと納税ワンストップ特例制度』が導入され、給与所得者の方は、寄付する自治体が5か所以下の場合に限り、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄付した自治体に申請することで確定申告が不要になりました。

最近では、一定額のふるさと納税を行った方に贈られる特産品を用いた返礼品が注目を集めています。返礼品はあくまでお礼の気持ちを表したものであり、地域を知ってもらえるものとして活用されています。しかし、近年は返礼割合の高い特産品が増えていることも事実で、返礼品を目的としたふるさと納税を行う方も少なくないのが現状となっています。

更別村寄付条例

(ふるさと納税制度)

更別村寄付条例は、「自分が生まれ育った地域」や「守りたい自然環境などが所在する地域」、「将来的に住みたい地域」、「地域福祉の向上」など、みなさんのさまざまな想いが込められた地域へ、応援・貢献したいという納税者の気持ちを活かす仕組みとして平成20年4月に施行された条例です。

村に想いを持ち、村づくりに共感いただける方からの寄付を、1口5千円から『さらべつふるさと応援寄付金』として募るものです。寄付を行うときには、村が定める12の事業から使い道を選択することができるため、寄付をする方が一緒に村づくりに参加することができま。村の将来を考え、応援しようと、寄付をする方の想いを活かすことのできる制度となっています。

申し込み方法

寄付申込書に必要事項を記入

所定の申込用紙をご利用ください。
※用紙は村のホームページから入手することができます。

振り込みの案内が届く

申込書を受けた後、納付書と取扱金融機関についてお知らせします。取扱金融機関以外で振り込む場合、手数料は本人負担となります。

寄付金を振り込む

お手元に届いた納付書を使用して寄付金を振り込みます。
※受領書は確定申告に必要となる場合がありますので保管してください。

お礼状や贈答品が届く

村からお礼状や贈答品が届きます。
※贈答品は1万円以上の寄付をいただいた方に対してお届けします。
なお、役場庁舎に直接いらした場合は、役場総務課にて寄付金の受付からお預かりまでを対応いたします。

みなさんの寄付で

むらづくり

みなさんからいただいた寄付金は、一度12の事業に関係するそれぞれの基金(貯金)に積み立てられます。その後、事業を行うときに、その積み立てられた基金を使って、村づくりに役立たせていただいています。

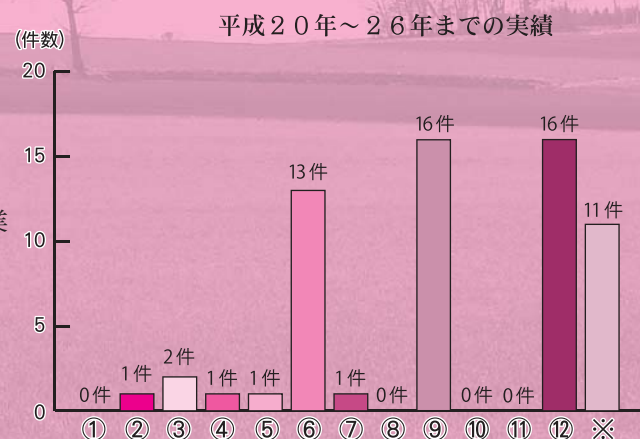
例えば、「⑥子どもたちの育成に関する事業」に指定いただいた寄付金は、子ども夢基金に積み立てられ、各事業に活用しています。これまでは、子どもたちの健全育成を目的とした絵本の読み聞かせなどのソフト事業や、平成25年には村農村公園に管理棟を建設するときの一部財源などに活用させていただいています。また、「⑨福祉の推進に関する事業」では、寄付金を基金に積み立て、定期預金などで運用した利子を高齢者在宅福祉サービス事業の財源として充てています。



管理棟は、マラソンやスケートの大会で本部として活躍！

選択できる12の事業

- ①地域コミュニティに関する事業
 - ②防災の推進及び消防体制の充実に関する事業
 - ③自然環境の保全、緑化に関する事業
 - ④循環型社会の形成に関する事業
 - ⑤教育の振興に関する事業
 - ⑥子どもたちの育成に関する事業
 - ⑦地域活性化を目的としたふるさと創生に関する事業
 - ⑧公共施設等の整備に関する事業
 - ⑨福祉の推進に関する事業
 - ⑩農業の振興に関する事業
 - ⑪村有林整備に関する事業
 - ⑫その他目的達成のために村長が必要と認める事業
- ※非公表希望



ふるさと応援寄付金

効果と期待

「ふるさと納税」で昨今注目を集めているのは、やはり寄付した方へ贈られる各自治体の返礼品です。返礼品の高級化や多様化が進み、多くの方が関心を持ちつつあるこの制度。村でも、「更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において特産品の消費拡大を目指すし、返礼品の品目増加が検討されています。しかし、寄付の金額によって返礼品に差をつけたり、寄付額に対して返礼割合の高い贈答品を用意することは予定しておらず、あくまでも寄付してくれた方へのお礼の気持ちと、村のPR事業の一環として位置付けています。

毎年、村出身者のみなさんやゆかりのある方をはじめ、多くの方々からたくさんのお寄付をいただいています。これからも心から村を応援し、理解してくれる方がこの制度を活用して貢献したいと思っただけのような村づくりを目指すという方針のもと、「さらべつふるさと応援寄付金」を募っていきたいと考えています。

●ふるさと納税を詳しく知りたい方
総務省 <http://www.soumu.go.jp/>
(dfrcounu.go.jp)
●問い合わせ
役場総務課庶務係 ☎52・2111

平成28年4月から

「障害者差別解消法」がスタートします

差別のない社会を
目指しましょう！



障害者差別解消法とは？

国や市町村といった行政機関、会社やお店などの民間事業者が、障がいのある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくすために定められた法律です。

障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの個性を尊重しあいながら、ともに生きる社会を作ることを目指す。

対象となる「障がいのある人」は？

障害者基本法で定められているすべての障がいのある人(身体障がい者、知的障がい者、発達障害を含む精神障がい者)とその他、心身の機能に障がいがあり日常生活や社会生活を送ることが困難になっている人のことです。

どんなことが障がいを理由とする差別になるの？

(1) 不当な差別的扱い

正当な理由もなく、障がいがあるというだけでサービスの提供を拒否・制限すること。また、障がいのない人にはない条件をつけること。

- (例)
- ・車いすを利用していることを理由に飲食店などへの入店を断られた。
 - ・障がいがあることを理由にスポーツクラブなどの入会を断られた。
 - ・障がいがあることを理由にアパートなどの賃貸契約を断られた。

(2) 合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があったにもかかわらず、必要な配慮をしないこと。

- (例)
- ・視覚に障がいのある人に目的地を尋ねられたが、わかるように説明しなかった。
 - ・会議などでわかりやすく説明してくれる人が必要だと申し出たが、対応しなかった。
 - ・避難所で聴覚に障がいがあることを伝えしたが、必要な情報を音声のみで提供した。

どのように対応すればいいの？

- ・車いすを利用する人のために、入口にスロープを設置したり、入店時に声をかけて介助する。
- ・視覚に障がいがある人に具体的に口頭で説明する。(「目的地までここから〇mまっすぐ進む」と伝える、メニューを読み上げる)
- ・会議などでわかりやすく説明できる人を配置する又は説明してくれる人の同席を許可する。
- ・聴覚に障がいがある人に受付などで筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。

差別とはならないもの

- (1) 正当な理由がある場合(障がいのある人の安全確保ができないなど)
- (2) 過重な負担がある場合(改修費などが事業収入と比べ増大になるなど)
- (3) 障がいのある人から意思の表明がない場合
- (4) 状況に応じて障がいのある人を優遇する場合

●相談窓口・問い合わせ
役場保健福祉課福祉係
☎53-3000

寒い十勝・更別で熱い挑戦 みんなで挑んだギネス世界記録



2月21日、水で濡らしたジーンズを外気で凍らせる「フローズンパンツ」の数でギネス世界記録に挑戦するイベントが農村公園で行われ、村内外から多くの方が集まりました。
「フローズンパンツ」は米国発祥の遊びで、地域おこし協力隊の亀井隊員が「寒さを逆手に取って楽しもう」と1月から個人的に開始。全国に話題が広がり、「旬なうちに世界にも発信したい」と今回の挑戦となりました。
氷点下の気温にも負けない熱気あふれる笑顔がいっぱい生まれた挑戦の様子をご覧ください。



④ 想定より気温が高くジーンズが凍りずらいため、扇風機の手も借りて凍らせる作業を急ピッチで。



① みなさんの協力で、たくさんさんのジーンズと大量のペットボトルが用意され、準備は完了。



⑤ 2時間程度でしっかりと凍りフローズンパンツの完成！参加者が立たせていきます。



② 制作スタート！果たして何本のフローズンパンツができるのか？天気は良いが濡らすための水は冷たい...



⑥ 雪原に295本のフローズンパンツ！この記録をギネス・ワールド・レコーズ社へ申請予定です。



③ 濡らしたジーンズをペットボトルで立体に凍るよう形を整えます。数が足りなくなったので風船も活用。

更別村の教育を考える村民集会

第50回更別村PTA連合会研究会
第38回家庭教育学級生の集い

2月21日

『更別村教育の日』のシンボル
デイとしている2月の第3日曜
日に、第8回更別村の教育を考
える村民集会と第50回更別村PT
A連合会研究会・第38回家庭教育
学級生の集いが開催されました。
会場となった社会福祉センタ
ーでは、学校関係者や地域にお住
いの方など120名の方が集まり、
子どもたちの教育に関わる家庭・
学校・地域のあり方について考
えました。

集会では、少年の主張が行わ
れ、はじめに更別中央中学校1年
の石村彩葉さん、2年の赤城奏笑
さんと更別農業高校3年の渡邊
理沙子さんの3名が、それぞれ考
え方の変化や自分の将来につい
てなど思い思
いの考えを発
表。続くプロ
ジェクト発表
では、更別農
業高校生がス
ライドを使い
『更別村「大
手亡」プロジェ
クト』と題し、

更別産大手亡豆を使用した特産
品開発と今後の可能性について
発表しました。

講演では、一般社団法人日本ア
ンガーマネジメント協会公認シ
ニアファシリテーター北海道支
部長を務める
長縄史子氏が
講師となり、
ランガーマ
ネジメントで
より良い未来
づくり」と題
して、身近な
出来事を例に
挙げながら怒りという感情をテ
ーマに講演。長縄氏は「怒り方も
親や身近な人に似る傾向にあり
ます。怒りは人に伝染しやすい
ため、怒りという感情をコントロ
ールすることによる利点は多い
でしょう」と話していました。



講演後には、グループ交流とし
て長縄氏が出したテーマに沿っ
て意見交換や性格のセルフチェ
ックなどを行い、参加者は感情か
ら見た教育の知識と認識を深め
ました。

letter from Takeshi

村長室 だより

NO.10

地方創生のカギは女性にあり



「女性が輝く村づくり」をめざして！

昨年11月に東京で開催された全国町村長大
会で、長野県川上村長の藤原会長をはじめ福島
県や宮崎県、鳥取県の町村長さんと懇談する機
会に恵まれました。20人ほどの会合でしたが、
省庁関係者も参加していました。会で真っ先
に話題になったのは、少子高齢化や人口減少問
題などを克服する地方創生につい
ての各町村の考えや取り組みにつ
いてでした。いわゆる「増田レポ
ート」による自治体消滅への危惧
と相まって、人口増をいかに図っ
ていくかについて熱い議論が交わ
されました。住環境の整備や子育
て支援の充実、移住・定住の促進な
ど、それぞれの地域の特性や自然・
社会環境を最大限に活かした取り
組みなどが語られました。わが町、
わが村の未来展望や生き残りをか
けた並々ならぬ決意の程も十分に
聞くことができ、身の引き締まる
思いを強くしました。

そんな話が進む中、十勝の出身
で農林水産省経営局就農・女性課
女性活躍推進室長の佐藤一絵さん
から「女性が輝くまちづくりを！」
との提言がありました。

～子どもからお年寄りまで 笑顔と笑い声があふれ、 一人ひとりが輝く村～

地方創生の鍵を握るのは、女性なのです！
佐藤室長からは、「昨年12月に閣議決定し
た『男女共同参画基本計画』では、都市部・農
村部のどちらにおいても、女性の活躍の必要
性を明記しており、政府としても、男性も女
性もともに意識改革・行動改革を促し、住ん
でいる町を元気にしていけるよう、環境を整
備していくことに積極的に取り組んでいき
たい」との話がありました。

また、佐藤室長自身、農業に携わる女性に
は特別な思いがあり、「国全体で、農業・家事・
育児に全力投球される女性を応援しようと
取り組んでいるので、積極的に農業経営や地
域づくりにも関わってほしいのです。女性
の力が地方創生の鍵であり、キャストイング
ボードを握っているのですから。輝く女性
こそが明日の豊かな町づくりの牽引車なの
です」と熱く語られました。

女性にとって魅力的な村「さらべつ」を！
お話を聞いていて、「本当にそのとおり
だ」と思わずうなずいてしまいました。本村
でも若妻すみれ会、JAさらべつ
女性部、JAこんには、商工会
女性部、ボランティアすずらん
会、おひさまの会のみなさんをは
じめとして、「輝く女性がたくさん
いらつしやいます。高齢者や
障がい者のみなさんとのボラン
ティア活動、子育てサークル活動
のみならず、広くは農業振興や市
街地活性化などの地域づくりにも
積極的に参加されています。
地元の食材を活かした料理作
りや食育活動さまざまな研修活
動など、日々意欲的に活動されて
います。女性の活躍は、まさに明
るく元気な村の源なのです。
女性にとって魅力的な村「さら
べつ」。ぜひ、女性と男性が尊重
しあうことで、みなさんと一緒に
実現させましょう。

犬

を飼うためのルールとマナー

安らぎを与えてくれる大切なパートナーとして、村には数多くの犬が飼われています。しかし、その一方で役場
には放し飼いや放置された糞などの苦情・相談が数多く寄せられています。

人と犬がともに暮らしていくためにはルールとマナーを守らなければなりません。今月号では、飼い主としての
ルールとマナーについて見直してみましょう。

犬の登録と注射は忘れずに！

犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以下の
犬を取得した場合は、生後90日を経過した日)から
30日以内に犬の登録をしなければなりません。登
録は1回行えば生涯にわたって有効です。

また、犬が死亡した場合や、所在地が変更になっ
た場合など登録内容に変更が生じたときは、30日以
内に変更の届け出をしてください。

狂犬病の予防注射は狂犬病予防法によって義務
付けられています。生後91日以上の犬は、毎年1回
必ず受けさせなければなりません。

後始末は責任を持って！

散歩のときなど自宅の敷地外で糞を排せつした
ときは適切な処理をしてください。『更別村ごみの
散乱等の防止に関する条例』で定められており、糞
を放置した場合には条例違反となります。

野犬、迷い犬は連絡を！

飼っている犬がいなくなったときや、迷い犬・野
犬を発見した場合には役場住民生活課に連絡をお
願いします。犬の帰りを待つ飼い主や、野犬によっ
て迷惑を受けている方がいるかもしれませんので
ご協力ください。

放し飼いは絶対ダメ！

犬の放し飼いは近隣住民など多くの人へ迷惑を
かける行為です。犬は必ずつないでおくか、檻の中
や室内で飼ってください。

また、散歩の際にも必ずリードなどをつけて逃げ
出したり、人に危害を加えないように管理しまし
よう。

ルールとマナーを
守るワン！



巡

回登録・狂犬病予防注射

①実施日時

●4月20日(水)

場 所	時 間
勢 雄 区 会 館	9:30～10:20
平 和 区 会 館	10:30～10:50
旭 区 会 館	11:00～11:20
更 別 東 区 会 館	11:30～11:50
上更別南区会館	13:10～13:50
上更別消防会館	14:00～15:00

●4月21日(木)

場 所	時 間
南 更 別 区 会 館	9:30～9:50
昭 和 区 会 館	10:00～10:20
更 南 区 会 館	10:30～11:20
更 生 区 会 館	11:30～11:50
更 別 区 会 館	13:10～13:50
十勝農業共済組合 更別家畜診療所	14:00～15:00

②料 金

◆登 録 料(初回のみ) 3,000円

◆予 防 注 射(全ての犬) 3,110円

※おつりがないように料金を用意してください

③対 象

生後91日以上犬が対象になります。

④持 ち 物

役場から届く予防注射用の用紙を持参してください。
用紙は、犬の登録をしている皆さんへ3月下旬に発送する
予定です。

⑤そ の 他

◆当日の注意事項

犬も注射を受けるときは緊張します。必ず散歩のとき
に使用するリードなどを付けて来てください。

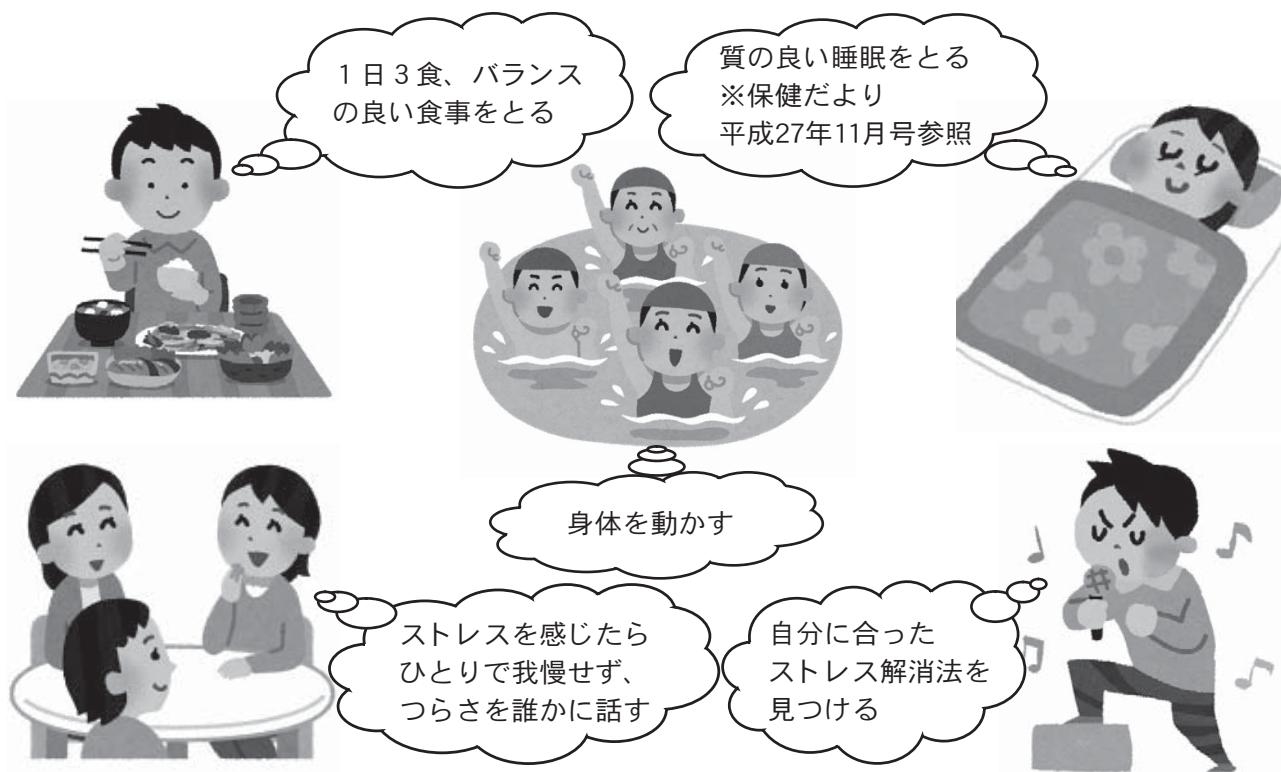
●問い合わせ

役場住民生活課環境衛生係 ☎52-2112

こころの健康を保つには・・・

なんだか心がモヤモヤする、何となく調子が悪いときってありますよね。仕事や人間関係のストレス、環境の変化、心配ごとなど…。私たち現代人はさまざまな悩みを抱えているため、常に心が穏やかな状態ではられません。心の健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件で、自分で意識して保っていないと、精神疾患を患うことにもなりかねません。心の健康は身体からだの健康を保つことと同様に大切です。「心が疲れているから休みたい」という心のサインを見逃さないためにも、日ごろから心の健康に気を配ってみませんか？

～ストレスをためない5つの健康法～



心の疲れがたまったときは、誰かに話したり、気分転換をしたり、ゆっくり休んだりすることで、心も身体も軽くなるようでしたら心配ありません。

ただ、眠れない日が続いたり、心の不安定な状態が数週間も消えない、何もする気になれない、すぐに疲れてしまうというときは、ひとりで頑張ろうとしないこと。大きすぎるストレスで、心が折れてしまったのかもしれないからです。

そんなときは、心の専門医に相談や受診が必要な場合もあります。私たち保健師にもお気軽に相談してください。

仕事上のストレスに対しては、休日には仕事からできるだけ離れて、心身ともに休むことが効果的です。

主婦業の方は、家族のための時間で1日が過ぎてしまうことが多いでしょうが、自分の時間をつくって過ごすということも大切です。ご家族の方も理解し協力しましょう。

●問い合わせ
役場保健福祉課保健推進係
☎53-3000

JICA国際協力エッセイコンテスト

更中が5年連続の学校賞

遠藤弘基君が道内最高賞

更別中央中学校の1・2年生が夏休みの課題として取り組んだ「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2015」で、この活動に取り組んだ学校と受賞した2名の生徒に対し、JICA北海道の飯田次郎副代表から賞状と記念品が手渡されました。

賞を受け取ったのは、遠藤弘基君（1年）と赤澤麻奈美さん（2年）、そして、学校賞を代表して加藤優衣さん（2年）。遠藤君は道内で最高評価となる独立行政法人国際協力機構北海道国際センター所長賞を、赤澤さんは青年海外協力隊北海道OB会会長賞を受賞しました。

遠藤君は「初めて知った助け合いのしかた」と題し、祖父がJICAの設計技師としてバングラデシュに滞在した経験を聞き、「そこに派遣された技術者が現地ですぐに橋を作ることも助けになるが、その技術を伝えることが現地により多くの人を助けることになる」ということを教えられたことをつづりました。

赤澤さんが書いたのは「私ができる小さなこと」という作品で、「小学校の時に経験したJICA研修生と

の交流を通して外国に興味を持ち、募金活動やボランティアをするようになったことを記し、将来は「青年海外協力隊として海外へ行ってみたい」と夢を話してくれました。
1・2年生の国語科を担当する佐藤教諭は「生徒一人ひとりが、真剣に世界のさまざまな問題に目を向けて取り組んだ成果ですね」と受賞を喜んでいました。



Sports

村内で行われた、行政区対抗スポーツ大会の結果をお知らせします。

1/31

村内フットサル大会

優勝 勢雄区
2位 更別東区
3位 中央町
4位 中央中A
得点王 男子 松井 建太
女子 山本はるか



2/7

行政区対抗卓球大会

Aリーグ
優勝 旭区A
2位 花園町A
3位 平和区A
4位 本町A

Bリーグ
優勝 新栄町
2位 香川区
3位 更別東区B
4位 更別区B

2/28

行政区対抗ミニバレー大会

混合35歳未満クラス
優勝 旭区A
2位 更別区B
3位 旭区B
3位 花園町

混合35歳以上クラス
優勝 南更別区
2位 柏町
3位 勢雄区
4位 若葉町

男性クラス
優勝 旭区
2位 香川区
3位 旭区A
3位 花園町



この発表会は、保護者に子どもたちの生活の様子を見てもらおうと毎年開催。今年は3歳以上の園児たちの発表のみとなりましたが、3歳児のてんとうむしグループが行った劇では、園児たちが普段から食べている野菜スティックを、劇に使用したニンジンから作り、会場のみなさんとともに食べるシーンも。園児たちと会場が一つになり、一緒に楽しん

2/7 生活とおはなし あそび発表会

上更別幼稚園が毎年恒例となっている雪まつりを開催し、園児たちが元気に走り回りました。この日のために保護者の方々は、会場の上更別運動広場に大きな雪のすべり台を製作。このすべり台を中心に、お菓子の入った袋やミカンを探す『お宝探し』や、会場に隠れている保護者を見つけて一緒に雪山に登りソリですべり降りる『どこにいますかな?』見つけて一緒に『ゴーゴー』などのゲームを行い、楽しい時間を過ごしました。閉会式の後、子どもたちは温かいお茶と中華まんを食べて体を温め、再び雪山で遊び、歓声をあげていま

2/16 保護者と一緒に雪まつり



2/15 さらに介護カフェを開催



2/19 日本の文化 茶道を体験



村の茶道サークル主催の茶道体験教室が農村環境改善センターで開催され、更別小学校の5年生と上更別小学校の5・6年生が体験しました。普段体験する機会が少ない茶道を通して日本の伝統文化を感じてもらおうと、平成20年から村のこども夢基金を活用し毎年開催。児童は慣れない機会に緊張している様子でしたが、お茶の作法を学んでいくうちにその場の空気も和んでいきました。お抹茶をいただいた感想を聞くと「初めて飲んだ抹茶はとっても美味しかった。また飲みたいですね」と話しながらも足がしびれて立ち上がるのに苦労する児童もいましたが、伝統文化に触れる貴重な時間を過ごしました。



競技は小学校1年生から行われ、選手のみなさんはゴールを目指して、力強いスケートティングでぐんぐんとスピードをあげていました。競走は小学校1年生から行われ、選手のみなさんはゴールを目指して、力強いスケートティングでぐんぐんとスピードをあげていました。競走は小学校1年生から行われ、選手のみなさんはゴールを目指して、力強いスケートティングでぐんぐんとスピードをあげていました。

1/30 自己ベストを目指して滑走



万が一の事態に備えて村赤十字奉仕団主催の研修会が農村環境改善センターで開催され、団員と一般住民合わせて34名の方が参加しました。この日は防災に関する学習会や、非常用食料の炊き出し訓練、非常食の試食を実施。学習会では講師として4名の北海道地域防災マイスターを招いて、クイズをもとに災害が起きたときの行動について意見交換を行い、過去の震災を例に助言を受けました。また、炊き出し訓練では、お湯を入れるだけで食べられるようになる炒飯を50人前用意。炊き出しセットとして入っている道具の使い方や、手順を確認しました。参加者は「災害に備えて地域で話

2/5 災害時運搬協定を締結

村が一般社団法人十勝地区トラック協会と「災害時における輸送業務に関する協定」を締結し、協定書の調印を行いました。現在、物資輸送は9割以上がトラックによる輸送。災害発生時にも素早く円滑に物資を輸送することが求められることから、協定を締結することとなりました。調印後、西山村長は「災害時にはライフラインや食料の輸送が必要となる。更別は災害の多い地域ではないが、備えは大切」と挨拶。同協会植田副会長も「まずは運転手の末端までの意識向上と体制強化を目指したい。また、地域の観光や物流にも貢献できれば」と話していました。

2/3 赤十字奉仕団研修会



2/5 第14回へ向け スタート



国際トラクターBAMBA実行委員会の総会がJAさらべつで開催され、第14回大会へ向けて実行委員の結束を固めました。総会に先立ち、同実行委員会でアドバイザーを務める地域プランナーの伊東徹秀さんが、「地方創生とは、環境を作ることであり、BAMBAはその一端を担うイベント。多くの人が集って一生懸命イベントを作り上げることが最大の価値です」と講演しました。その後の総会では、事業計画や新役員の選出が行われ、新たな実行委員長に仲川和博さんが就任。仲川実行委員長は「当日笑顔で迎えられよう、力を合わせて頑張りましょう」と呼びかけました。



お知らせ

春の全国交通安全運動を実施します

今年も4月6日から春の全国交通安全運動が実施されます。交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーを習慣づけ、住民一人ひとりが交通安全意識の高揚を図り、交通事故の防止を徹底しましょう。

●開催期間

4月6日(水)～4月15日(金)まで

●運動の重点目標

- ◆自転車の安全利用の推進
- ◆すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- ◆飲酒運転の根絶

●問い合わせ

役場住民生活課住民活動係

☎52-2112

女性のための 人権なんでも相談所を開設

帯広人権擁護委員協議会、釧路地方法務局帯広支局及び帯広市では、人権に関する悩み事や困り事について、解決の糸口が見つからず困っている女性のために『女性のための人権なんでも相談所』を定期的に開設しています。

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクハラや男女差別、離婚や相続に関する問題などで困っている方は一度相談に来てください。

相談は女性の人権擁護委員を中心に無料で行われ、秘密は厳守します。

●日 程

4月20日(水)、7月27日(水)、
9月21日(水)、11月30日(水)

●時 間

13時00分～15時30分

●場 所

とかちプラザ 1階大集会室

●問い合わせ

釧路地方法務局帯広支局

☎24-5823

協会けんぽ 保険料率改定のお知らせ

平成28年度の健康保険料率は前年比0.01%増の10.15%、介護保険料率は昨年度と同率の1.58%となります。

厳しい経済状況の中ではありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ

全国健康保険協会北海道支部

☎(011)726-0352

協会けんぽ 健診のご案内

全国健康保険協会北海道支部では、年度内に1回、加入者のみなさんの健診費用の一部を助成しています。

35歳から74歳の被保険者(本人)へは、がん検診も含んだ「生活習慣病予防健診」を、40歳から74歳の被扶養者(家族)へは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と二つの健診を用意しています。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためにも年に1度は健診を受けましょう。

●問い合わせ

全国健康保険協会北海道支部

☎(011)726-0352

道の交通事故相談所を ご利用ください。

北海道では交通事故相談所を設置しています。

「交通事故にあったがどうしたらよいか分からない」や「損害賠償の額が適正か知りたい」、「残された交通遺児への生活(教育)資金の手当ては？」などの相談に、専門の相談員が応じています。相談は無料で、予約制の面接や電話などで相談をお受けします。

なお、十勝総合振興局管内では巡回による面接を行っていますので、お困り事がある方は問い合わせください。

●問い合わせ

北海道交通事故相談所

☎(011)204-5220

募集

国家公務員を募集

平成28年度国家公務員採用試験の受験希望者を募集します。

募集区分	受験資格	募集期間	試験日
総合職試験 (院卒者)	①昭和61年4月2日以降生まれ ②平成29年3月卒業見込の院卒者	4月1日～4月11日	1次 5月22日 2次 6月19日 6月30日～7月15日
総合職試験 (大卒程度)	①昭和61年4月2日～平成7年4月1日生 ②平成7年4月2日以降生まれで来年3月卒業見込の大卒者		
一般職試験 (大卒程度)	①昭和61年4月2日～平成7年4月1日生 ②平成7年4月2日以降生まれで来年3月卒業見込の大卒者	4月8日～4月20日	1次 6月12日 2次 7月19日～8月4日
一般職試験 (高卒者)	①平成28年4月1日現在で、高校か中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない方 ②来年3月卒業見込の高卒者か中等教育学校卒者	6月22日～6月29日	1次 9月4日 2次 10月12日～21日

●受験案内の請求・申し込み

受験票の請求や申し込みは、インターネットで行ってください。インターネットを利用できない場合は人事院北海道事務局に請求してください。

●問い合わせ

人事院北海道事務局

☎(011)241-1248

後期高齢者医療制度 運営協議会委員の募集

北海道後期高齢者医療広域連合は、住民のみなさんの代表として、制度の運営に関する重要な事項を審議する運営協議会委員を5名募集しています。

●応募資格

道内在住の20歳以上の方
(議員や公務員の方は不可)

●任期

平成28年7月から2年間

●応募締切

4月28日(木)

●応募方法

北海道後期高齢者医療広域連合や、市町村窓口にある応募要領を参照ください。

●選考方法

選考委員会を設置し、提出された小論文などにより総合的に委員を選考します。

●報酬など

1日につき5,000円の報酬と旅費を支給

●問い合わせ

北海道後期高齢者医療連合

☎(011)290-5601

労働基準監督官の 採用試験実施について

平成28年度労働基準監督官の受験希望者を募集します。

●受付期間

◆インターネット
4月1日(金)から13日(水)

◆郵送・持参

4月1日(金)から4日(月)
※郵送の場合は4日(月)の消印有効

●受験資格

◆昭和61年4月2日から平成7年4月1日生まれの方

◆平成6年4月2日以降生まれで次に該当する方

- ①大学を卒業した方、もしくは平成29年3月までに大学を卒業する見込みのある方
- ②人事院が①に該当する方と同等の資格があると認める方

●試験日

◆第1次試験

5月29日(日)

◆第2次試験

7月13日(水)から15日(金)までの指定された日

●受験申込書提出先

◆インターネット

<http://www.jinji-shikengo.jp/juken.html>

◆郵送・持参

札幌市北区北8条西2丁目1番1
札幌第一合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課

●問い合わせ

北海道労働局 ☎(011)709-2311

北の農村フォトコンテスト 作品募集

一般社団法人北海道土地改良設計技術協会では、昭和61年から「豊かな農村づくり写真展」として、北の農村フォトコンテストを毎年実施しています。

どなたでも自由に応募することができますので、お気軽に自慢の一点を応募してください。

なお、規定や提出方法などの詳細についてはホームページなどでご確認ください。

●応募期限

4月末日

●入賞発表

6月1日(水)

(ホームページに掲載)

●問い合わせ

一般社団法人北海道土地改良設計技術協会

☎(011)726-6308

ホームページ <http://www.aeca.or.jp/>

税

消費税・地方消費税の納税 お忘れなく

振替納税は、指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税されます。金融機関などに出向く必要がなく、便利で確実な振替納税をご利用ください。

●消費税・地方消費税の納期限

3月31日(木)

●消費税・地方消費税の振替日

4月25日(月)

●問い合わせ

帯広税務署

☎24-2161

固定資産の帳簿が 縦覧できます

平成28年度に課税される固定資産税の内容を記載した帳簿の縦覧ができます。縦覧できる方は、固定資産の所有者と納税管理人などの関係者です。

●縦覧期間

4月1日(金)～8月1日(月)

●縦覧場所

役場住民生活課

●問い合わせ

役場住民生活課資産税係

☎52-2112

国民年金

こんなときは種別変更の 手続きが必要です

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。加入者は職業などによってグループ(種別)に分かれています。

就職や結婚などで種別が変わったときは手続きが必要です。下記の表を参照ください。

●第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・無職・学生の方

●第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員の方

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方

だれが	こんなとき	変更後の種別	届出先
第1号被保険者の方	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
第1号・第2号被保険者の方	会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者の方	退職した	第1号被保険者	役場
第3号被保険者の方	配偶者が退職したり、自営業になった	第1号被保険者	役場
第3号被保険者の方	離婚などで配偶者扶養の資格を喪失した	第1号被保険者	役場

●問い合わせ

帯広年金事務所

☎25-8113

役場住民生活課戸籍窓口係 ☎52-2112

夢民講座 作品展示会

3/25 ~ 4/24

平成27年度の「夢民講座」で制作された作品(または夢民講座終了後、各自で制作された作品)の展示会を開催します。

- 会場
農村環境改善センター ロビー
- 出展作品
【対象講座】
○ステンドグラス
○エコクラフト
○陶芸 など



総合誌さらべっ

編集委員を募集します



村では毎年3月に発行する村文化の集大成「総合誌さらべっ」の制作を行う編集委員を募集しています。あなたのアイデアを活かしてみませんか？

- 任期 平成28年4月1日～平成29年3月31日
- 会議 年7回程度
- 経費 編集委員会計で負担
- 対象者 村内在住者
- 募集期限 平成28年3月31日(木)
- 問い合わせ
教育委員会社会教育係 ☎52-3171

農林環境改善センター 今月の図書室 おすすめ本

老いの整理学 外山 滋比古／著



91歳の「知の巨人」が実践する知的な老い方！老年を考える読者の慧眼を一層豊かにする一冊です。

「味つけ冷凍」の作りおき 藤井 恵／著



忙しくて買い物に行けない日や、疲れて帰った日のご飯、どうしよう。そんなときは「味つけ冷凍」におまかせです！

頭は「本の読み方」で磨かれる 茂木 健一郎／著



脳は「言葉」と向き合うときに、一番成長する！なぜ本の読み方ひとつで、人は大きく変わるのか。

更別農業高校加工分会A 全道実績発表大会 優秀賞獲得

日本学校農業クラブ北海道連盟が主催する第67回全道実績発表大会が2月4日から新十津川町で開催され、更別農業高校から出場した加工分会Aが第3位に値する優秀賞を獲得しました。

実績発表大会は、1年間のプロジェクトの成果を発表し、専門的な能力などを高めることを目的に開催しており、更別生は生産物の加工技術や商品に関する「II類」の分野で出場。1年間かけて作り上げてきた「更別村「大手」プロジェクト」について、産・学・官・金融の4者で作り上げてきた過程を発表しました。

この数年で1番良い成績を収めたものの、代表者であり発表者の一人でもある菅綾華さんは「いつもより待ち時間が長

かったためか集中力が続かず、失敗して悔いが残った」と話し、同じく発表者の瀧本萌香さんは「賞に入れたのは嬉しいが、もつと上に行けたはず。後輩にはより上を目指してほしい」と話していました。

また、今回出場した生徒は「自分たちの考えや意思を尊重して活動させてくれた大和田先生と、さまざまな場面で活動を支えてくれた村のみなさんには、感謝の気持ちでいっぱいです」と口を揃えて話していました



リサイクルセンター

資源物持ち込みの注意事項とお知らせ



持ち込みの注意

最近リサイクルセンターに持ち込まれる資源物の汚れが目立ってきています。汚れているビンやペットボトルは資源物として処理することができませんので、ご家庭で汚れをしっかりと落として持ち込んでください。なお、汚れがひどいものは燃えないごみで処分するようご協力ください。

受け入れ品目が増えます！

4月から繊維製品に加えカバンや靴などが受け入れ可能になります！
カバン類～カバン、リュック、ショルダーバック、ランドセル、財布など
靴 類～運動靴、革靴、サンダル、ブーツ、ヒール、長靴など

受け入れを再開します

4月から下記の資源物の受け入れを再開します。
・木くず、ガレキ、金属ごみ、落ち葉・芝・花殻など
*金属ごみの場所に、小型家電を置いていかれる方がいます。小型家電類は小型家電用のフレコンパックに入れて下さい。
*家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)は対象外です。対象外品目が持ち込まれる事例が見受けられますので、持ち込みされる際には今一度ご確認をお願いします。

くりりんセンターからのお知らせ

家庭ごみの持ち込みは10kgごとに170円の料金がかかります。(有料指定ごみ袋を使用する必要はありません)
開館日 月曜日から土曜日の9:00～17:00
休館日 毎週日曜日・海の日(7月18日)・体育の日(10月13日)・12月31日12:00～1月2日

●問い合わせ
役場住民生活課環境衛生係 ☎52-2112
くりりんセンター ☎37-3550

更別農業高校 ニュース

3年間を振り返って

生活科学科3年 淡路 奈都美
この3年間、長いと思っていた高校生活も、振り返るととても短く感じました。3年間を振り返って、私はたくさんの経験をさせてもらいました。朝5時起き、の宿泊実習はとても印象に残っています。また、3年生の時にはフランスの海外研修に参加させていただき、農業実習や、ループル美術館の見学など見聞を広めることができました。いろいろな経験の中、たくさんの人に支えられ感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。



生活科学科3年 梶澤 朋華

私は3年間で様々な経験をしましたが、1番の思い出は農業クラブ活動です。1年次に参加した「食彩フェア in 東京」をきっかけに執行部員となりました。リーダー研修会や実績発表大会、意見発表大会当番校業務など、仲間と協力し目標に向かって取り組んだことで、感謝・達成感を共有する事ができました。多くの仲間に出会い、楽しい3年間を過ごす事ができました。ありがとうございました。



戸籍の窓口

希望者のみ掲載

誕生おめでとう

おお つか よし みつ
大 津 由 光くん
やす むら あ と
安 村 星留冬くん
やま うち りん か
山 内 梨 花ちゃん
健 ・ 日 香(曙 町)

人のうごき

■人 口

3, 275人(－3人)【内外国人8人】
男1, 620人(－3人)

【内外国人5人】

女1, 655人(±0人)

【内外国人3人】

■世帯数

1, 301世帯(－1)

【内外国人3世帯】

※2月1日現在。()内は前月比。

地域安全ニュース

■更別村の交通死亡事故死ゼロ記録
974日(2月29日現在)

■地域安全運動のお知らせ

オンラインショップで買い物をする方も多いと思いますが、「商品が届かない」、「相手と連絡が取れなくなった」との被害が増加傾向にあります。オンラインショップを利用する際に注意する点は、「日本語の表記がおかしい」、「支払い方法の説明がない、代引きで購入できない」、「代金振り込み先口座が個人名義」という点です。被害に遭わないためには、サイトのことをよく調べてから購入手続きをするようにしましょう。



やま かど
山 角 桃子ちゃん
平成27年3月1日生
若葉町

わが家の元気印桃子です。いっぱい笑ってくれてありがとう。一日一日の成長から目が離せません。よく寝て、よく食べて、たくさん遊んで、大きく育ってね。

竹志・とも子



やま もと
山 本 絢慎くん
平成27年3月28日生
柏町

食べることも大好き！イタズラも大好き！いつも元気いっぱいの絢慎です。たくさん食べて、たくさん遊んで、すくすく元気に育ってね。

和也・紗由里



は し も と
橋 本 奏都くん
平成27年3月1日生
勢雄区

いつでも元気いっぱいニコニコして、周りまで笑顔にしてくれてありがとう。これからもたくさん食べて遊んですくすく元気に育ってね。

康浩・あずさ

Sarabetsu
広報さらべつ 3月号
Public Relations Sarabetsu 2016 vol. 642

平成28年3月10日発行 (vol. 642)

更別村役場 住民生活課

〒089-1595

北海道河西郡更別村字更別

南1線93番地

☎0155(52)2111(代表) ☎0155(52)2812

ホームページ <http://www.sarabetsu.jp/>

Eメール(代表) village-office@sarabetsu.jp



2月9日、更別小学校の4年生が、福祉について学ぶ事業の一環でコミニの里さらべつを訪れました。昨年の7月に1度訪問した後に、児童のもう一度訪れたいという思いから実現。トランプマジックや手遊びなど、各班で考えたゲームで交流を行いました。児童は「前回の反省を活かしたので楽しんでもらえたはず」と話していました。

表紙の風景